

内閣参質一八三第一号

平成二十五年二月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田健二 殿

参議院議員平山誠君提出法曹養成制度検討会議に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員平山誠君提出法曹養成制度検討会議に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十四号）による改正後の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号）並びに「裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成二十四年六月一日衆議院法務委員会）の趣旨等を踏まえ、経済的な事情によつて法曹への道を断念する事態を招くことがないようすることにも配慮して、法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議において検討を行つてゐるところである。

